

令和7年第25回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年4月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年4月21日(月) 午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋志君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐久間大樹君	主査	山内慶治君
主事補	石澤美咲君	臨時筆生	寺田裕子君

## 議 事 日 程

令和7年第25回 美幌町農業委員会総会  
令和7年4月21日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第51号	第9回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第52号	第8回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第53号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 8	議案第91号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日 程 第 9	議案第92号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第93号	農地転用事業計画に係る変更承認申請について
日 程 第11	協議第16号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年 第25回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号15番 高崎委員、同じく議席番号16番 山岸委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元にお配りしております議事日程のとおり報告3件、議案3件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号6番 木村委員、議席番号11番 田村委員、本日、欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から北見市で行われたオホーツク農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長研修会について報告いたします。まず、オホーツク農業委員会総会では令和6年度の事業報告と収支決算、令和7年度の事業計画案と収支予算について原案のとおり承認決定されました。総会の前段にはオホーツク優良農村青年の表彰式が行われ、管内から11名が表彰を受け、本町からは豊岡の小泉直人さんが表彰を受けました。次に地区別農業委員会会長・事務局長研修会では農業委員会を取り巻く情勢、農業者年金の加入促進についてや令和8年度農業政策・予算に関する要望に向けた検討の内容が説明され了承されております。この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第51号「第9回 振興部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長からの報告をお願いします。
振興部会長	第9回 振興部会 会議結果報告書。

振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和7年3月25日。

美幌町農業委員会 振興部会長 小林寿美

美幌町農業委員会 会長 千葉正美様

記 1、案件

- (1) 令和6年度 振興部会所掌事務報告について
- (2) 令和7年度 振興部会所掌事務(案)について
- (3) 令和7年度 農業委員会の活動計画について
- (4) 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について
- (5) 令和7年度 道外視察研修について

2、開催日時 令和7年3月25日 火曜日 午後1時50分から午後2時2分

3、開催場所 議会第1、第2説明員控室

4、出席者 わたくしほか9名、事務局；山内主査

5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。

事務局

会議結果についてご報告いたします。(1) 令和6年度 振興部会所掌事務報告につきましては議案参考資料1ページの事務報告により報告しておりまして承認されております。(2) 令和7年度 振興部会所掌事務(案)につきましては議案参考資料2ページの事務(案)により提案しまして承認されております。(3) 令和7年度 農業委員会の活動計画につきましては議案参考資料3ページから7ページまでの内容を提案しまして承認されております。(4) 令和7年度 最適化活動の目標の設定等につきましては議案参考資料8ページから10ページまでの内容を提案しまして承認されております。この目標の設定については毎年、年度当初に設定しなければならないもので、項目は農地の集積、遊休農地の解消、新規就農者の確保の3つとなっており、詳細につきましては議案参考資料9ページと10ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。(5) 令和7年度 道外視察研修につきましては旅行代理店との契約が8月頃となります。それまでは旅行行程及び人数調整が可能であるため、視察先等の行程内容等に変更希望がある場合は事務局まで連絡するよう各委員へ依頼しております。また、積立額については毎月15,000円で継続することとしました。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第51号「第9回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第6、報告第52号「第8回 農地部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長の報告をお願いいたします。

農地部会長

第8回 農地部会会議結果報告書。

農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和7年3月25日。

美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一

美幌町農業委員会 会長 千葉正美様

記 1、案件

- (1) 令和6年度 農地部会事業報告について
- (2) 令和7年度 農地部会事業計画(案)について

2、開催日時 令和7年3月25日 火曜日 午後1時49分から午後1時54分

3、開催場所 議会議場

	<p>4、出席者、わたくしほか8名 千葉会長 事務局；以頭事務局長、石澤主事補</p> <p>5、会議結果につきましては事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>会議結果についてご報告いたします。（1）令和6年度 農地部会事業事務につきましては議案参考資料12ページから13ページの事務について報告しまして承認されております。（2）令和7年度 農地部会事業計画（案）につきましては議案参考資料14ページと15ページの計画について提案しまして承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第52号「第8回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。</p>
議長	<p>日程第7、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案8ページから9ページの5法人でございます。</p> <p><b>【議案に基づき説明】</b></p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。</p>
議長	<p>日程第8、議案第91号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>内容番号155号。</p>
事務局	<p>議案第91号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてご説明させていただきます。今月の農用地利用集積等促進計画の内容につきましては農業公社からの一時貸付が1件となっております。それでは内容番号155号についてご説明いたします。参考資料は20ページをご覧ください。本件は農業公社の貸付案件でございます。</p> <p>利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は美和〇〇番〇 面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和7年4月22日から令和12年2月25日までの5年間、利用確認日は令和7年4月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に貸借することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。</p>
4番	<p>内容番号155号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は2月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りる</p>

	<p>ものです。〇〇さんは家族2人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号155号は適当と認めます。</p>
事 務 局	<p>今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の農業委員会総会で意見決定していただいた後、北海道農業公社に対し、町から促進計画(案)と農業委員会から農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請書を併せて提出します。北海道農業公社において促進計画が認可された後、町において公告することとなっています。効力の発生は4月末頃を予定しています。以上ご説明いたしました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>議案第91号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は承認することに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第92号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>内容番号17号。</p>
事 務 局	<p>内容番号17号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧ください。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和7年10月31日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いたします。</p>
3 番	<p>内容番号17号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが既存の農舎では手狭であるため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、またはほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると4月7日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。</p> <p>議案第92号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第93号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>内容番号2号。</p>
事 務 局	<p>内容番号2号についてご説明いたします。参考資料は25ページをご覧ください。本件は平成28年2月22日に許可した農地法5条の一時転用案件について、農地造成に必要な防災施設用地の使用期間変更の再延長を求めるものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇内他計3筆、面積は合計〇〇㎡でございます。転用目的は農地造成に係る防災施設としての沈砂池用地で一時転用の期間</p>

が3年以内と定められていることから、沈砂池は完成後3年間使用する計画となっております。しかしながら、変更申請理由欄に記載のとおり、沈砂池は造成に必要な防災施設で農地造成期間が延びたため、沈砂池用地を使用し続ける必要があります。そのため、一時転用箇所である沈砂池用地の使用期間を変更申請承認日から令和10年4月30日に変更するものでございます。なお、延長については今回で3回目となっております。ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。  
議案第93号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定をいたします。

議 長

日程第11、協議第16号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。

事 務 局

協議第16号についてご説明いたします。本件は4月11日付で美幌町長から、町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が1件でございます。

それでは用途区分変更の内容番号14号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧ください。本件は先の議案第92号農地法第4条許可申請の内容番号17号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇内、面積〇〇㎡で申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第16号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定をいたします。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。  
これをもちまして第25回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時52分

令和7年4月21日開催の第25回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員